

# 平成31(2019)年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の 入学者選抜実施要項

平成31(2019)年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第1学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより行う。

## 1 基本方針

茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜は、各学校の特色を踏まえ、学習活動への適応能力、学ぶ意欲その他の適性を判定して行うものとする。

## 2 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を平成31(2019)年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 保護者ととともに県内に居住する者（入学日までに保護者ととともに県内に居住することが確実な者を含む。）

## 3 通学区域

県内全域とする。

## 4 募集定員

別に定める。

## 5 志願の手続

### (1) 出願受付期間

平成30年12月3日（月）から12月5日（水）までの期間内に必着

### (2) 出願方法

志願者は、茨城県立中学校（以下「県立中学校」という。）長又は茨城県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）長あて、出願書類等を受付期間に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便により郵送する。

### (3) 出願書類等

- ア 入学願書
- イ 受検票
- ウ 写真票
- エ 志願理由書
- オ 調査書

### (4) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者ととともに県内に居住することが確実な志願者については、県立中学校又は県立中等教育学校に連絡のうえ、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」及び「転入先の住居を証明する書類」を、原則として平成30年11月12日（月）から11月16日（金）までの間に県立中学校長又

は県立中等教育学校長に提出する。

## 6 調査書の作成

- (1) 調査書は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。
- (2) 調査書の作成に当たっては、別に定める「調査書作成要領」に従って行う。

## 7 選抜検査

### (1) 実施期日

平成31(2019)年1月12日(土)

### (2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

### (3) 実施方法及び内容

#### ア 適性検査Ⅰ(45分間)

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

#### イ 適性検査Ⅱ(45分間)

文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

#### ウ 面接(1グループ20分間程度)

5人程度を1グループとした集団面接とし、学習への意欲や6年間一貫の学校生活への適性などをみる。

※ 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容は、小学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示)に基づくものとする。

### (4) 日程

8:40 集合

8:40～9:00 点呼、諸注意

9:30～10:15 適性検査Ⅰ

10:45～11:30 適性検査Ⅱ

11:40～11:45 諸連絡

11:45～12:30 昼食

面接(各学校の計画による時間で実施)

### (5) 受検上の特別措置

障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は、「受検上の特別措置申請書」を原則として平成30年11月22日(木)までに県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

## 8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

## 9 合格者の発表

平成31(2019)年1月23日(水)午前9時に、インターネットを利用し県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表する。

また、志願者本人あて「選抜結果通知書」を送付する。

## 10 入学予定者の手続

### (1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は、平成31(2019)年1月25日(金)及び28日(月)の午前9時から午後5時までの間に、「入学確約書」を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

### (2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校の校長に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を申し出るとともに、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学することを「入学予定者証明書」を添えて届け出るものとする。

### (3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めない。

## 11 欠員の補充

(1) 県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合は、速やかに新たな合格者を決定し、保護者に対し入学の意志を確認し、入学予定者の補充を行う。

(2) 入学の意志の確認は、原則として平成31(2019)年1月29日(火)及び1月30日(水)に行う。

## 12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。